

湯沢市地域行動プログラム

— social design 1.0 —



2021年2月
湯沢市

ソーシャルデザイン（Social design）とは、より良い社会を築くために必要な活動や施策等に関するあらゆる要素を設計（デザイン）することです。

本プログラムでは、持続可能な社会の実現を目指し定義した「地域づくり」を表し、見直しや更新するごとにバージョン表記の番号が上がっていきます。

— 目 次 —

解説編

第1章 策定の背景と目的について

1. 策定の背景	2
2. 目的と方向性	3
3. 基本目標	3
4. 地域の定義	4
5. 計画の見直し	4

第2章 地域づくり活動の現状と振り返り

1. 地域づくり活動の現状	5
2. これまでの施策の振り返り	6
3. 目指すべき「協働」の姿	7

第3章 地域自治組織のあるべき姿を見据えた組織の強化

1. 地域づくりの視点（地域自治組織のあるべき姿）	9
2. 地域課題の解決に向けた進め方	13
3. 地区センター機能のあり方	16
4. 地域づくり人材の育成について	18
5. 財政支援について	19
6. 人的支援について	19
7. 協働基盤の確保について	20
8. 協働の評価の仕組みについて	20

第4章 地域マネジメント体制の推進

1. 支援職員制度の強化	21
2. 庁内推進体制の強化	21
3. 地域自治組織の体制強化への支援	21
4. まちづくり計画策定（改定）への支援	22
5. 情報発信・共有の強化	22

実践編

・ 課題解決（協働）に向けた進め方（町内会等編）	24
・ 課題解決（協働）に向けた進め方（地域自治組織編）	26

解 説 編

第1章 策定の背景と目的について

1. 策定の背景

湯沢市では、少子高齢化や人口減少にともなう市民ニーズの複雑・多様化、相互扶助精神の希薄化、さらには地方分権の進展など時流に対応するため、市民と行政が協力し、市民主体の自治活動である「参加・協働のまちづくり」を推進しています。

平成17年の市町村合併により行政区域が広域化したことから、市民と行政の「新しい協働の仕組み・基盤づくり」として、町内会、自治会、集落等（以下「町内会等」という。）などの地域コミュニティが脆弱化する中、複数の町内会等からなるエリアで連携した自治活動を展開するため、市内23地域に地域自治組織を設置するとともに、地域の特色を生かした独創的な視点でまちづくりを進めるための市民参加や協働の指針である「湯沢市参加・協働のまちづくり推進指針」（以下「まちづくり指針」という。）を平成21年6月に策定しています。

市では、このまちづくり指針に基づき、地域自治組織に対し地域の身近な課題を地域住民自らが解決に向けていく共助の活動組織として支援を行うなどまちづくりの環境整備を図ってきました。

この間、各地域では、地域づくり交付金や提案型補助金等の支援により様々な地域づくり活動を展開し、これら取り組みから地域自治組織による「地域づくり」の意識は市民に醸成され、新たなコミュニティの基盤は確実に定着しています。

一方で、急速な人口減少や少子高齢化の進展、さらには地域における世代交代が進み、協働の認識、取り組みや活動に対する当事者意識（自分ごと）が希薄となり、参画する方が限定的になるなど活動の形骸化の要因となっている地域も出始めています。

このことは、主体性ある市民活動を維持しにくくするだけでなく、これまで積み上げてきた「参加・協働」や「自助・共助」の意識低下につながり、また、後継者となる担い手の育成が十分に機能しなくなることから、将来にわたるコミュニティの存続が不安視される状況にあります。

そのため、人口減少という急激な社会構造の変化に対応した「これからのコミュニティ」の再構築を図り、地域づくり活動の自律性、地域力を高めるため、先ずは、地域課題の解決に向けた体制づくりを強化するために地域行動プログラムを策定します。

2. 目的と方向性

急激な社会構造の変化、生活様式の多様化により、地域課題が多岐にわたる現状、まちづくり指針の理念に基づき、「市民一人ひとりが、地域内で役割と生きがいを持ち、楽しく生きいきと暮らせる地域づくりを目指す」ことを目的とします。

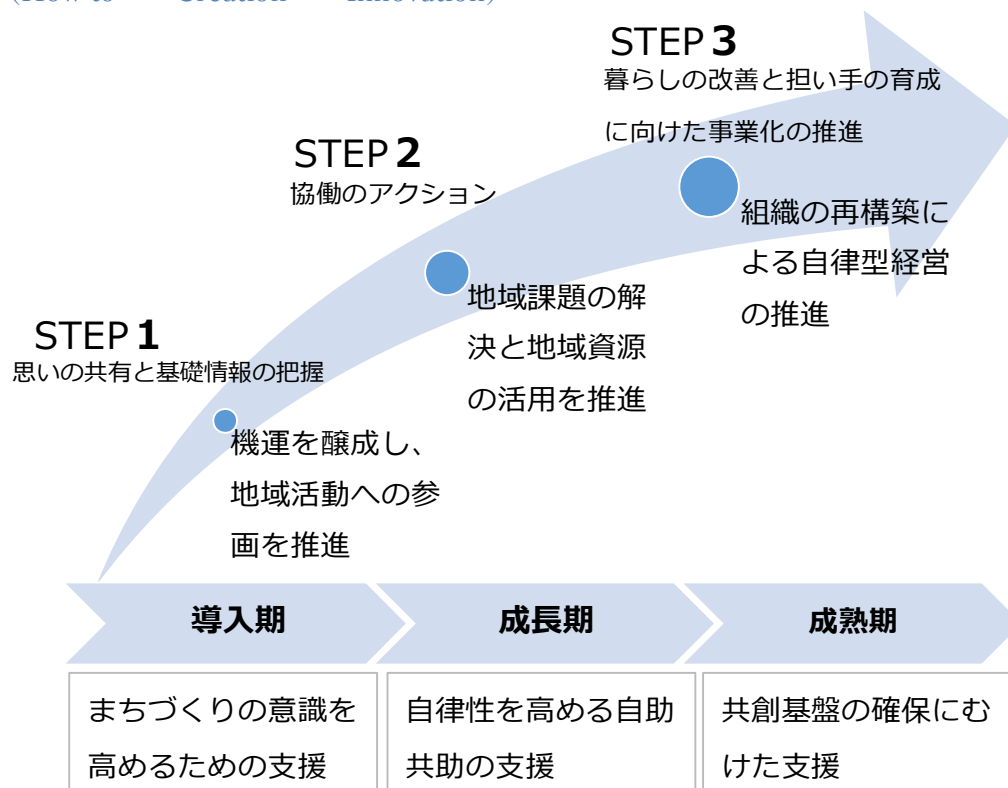
そのため、本プログラムでは、これからのコミュニティの再構築に向けた方向性だけでなく、地域の様々な課題に対し地域住民自らが議論し対策を考え、行政と連携しながら協働で解決していく体制づくりを主眼に、課題集約、情報の共有、対策等の解決に向けた議論や合意形成、その実践方法や進捗状況の確認など、その取り組みを明確化しながら主体的な地域自治活動を支援していきます。

3. 基本目標

自律性ある地域の活性化（地域経営）を基本目標とし、多角的に物事を捉え様々な面から総合的な取り組みを進めます。協働の方法を学び、そこから将来をイメージして新たな価値を創造していく。こうした流れを市内全域で進めていきます。

■協働基盤の強化に向けたステップアップ イメージ

(How to → Creation → Innovation)



4. 地域の定義

地域の範囲は、平成 17 年の市町村合併以降「新しい協働の仕組み・基盤づくり」として進めている市内 23 地域の地域自治組織の範囲とします。

また、「地域づくり」の定義は、地域の暮らしを支え、そこに住む人々が生きいきと心豊かに暮らすことができる安全・安心の地域社会の実現を目指すこととします。

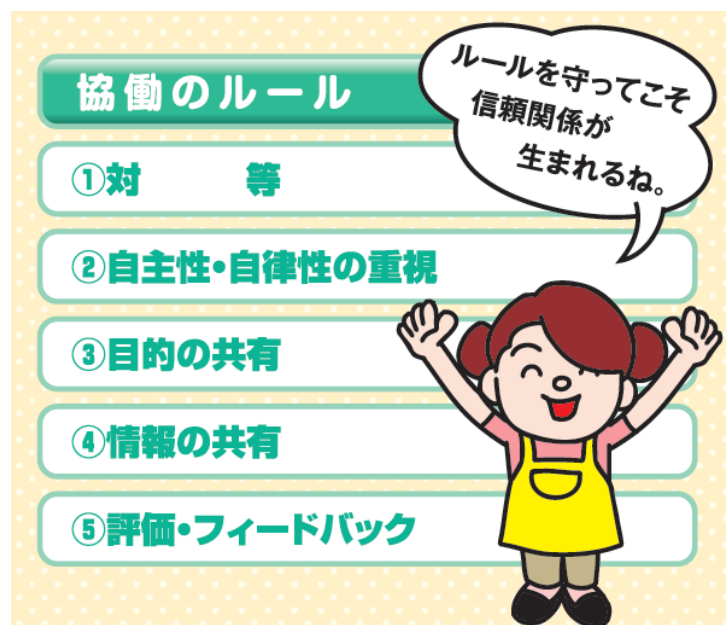
5. 計画の見直し

「地域づくり」は、その地域によって将来人口の推移や地域資源など条件が異なり、課題解決に向けたアプローチ方法も変わることから、定型的な「正解」や「ゴール」は無く持続可能性（サステナビリティ）が重要と考えています。

そのため、形にとらわれず時流に併せ、本プログラムを随時更新（アップデート）しながら進めていきます。

なお、参加・協働のまちづくりにおける「協働」は、それ自体が目的ではなく、地域課題の解決など、その具体的な目標達成のための手法であることから、事業の進め方が重要です。

そのため、事業を進める際は、協働する相手との関係性を築き、より高い効果を発揮できるよう相互理解を深めることが重要です。



第2章 地域づくり活動の現状と振り返り

1. 地域づくり活動の現状

平成17年の市町村合併以降、創設された地域自治組織。これまでも、参加・協働のガイドラインとなる「まちづくり指針」に基づき支援し、新たなコミュニティとしての地域自治組織の活動は市民に定着しています。

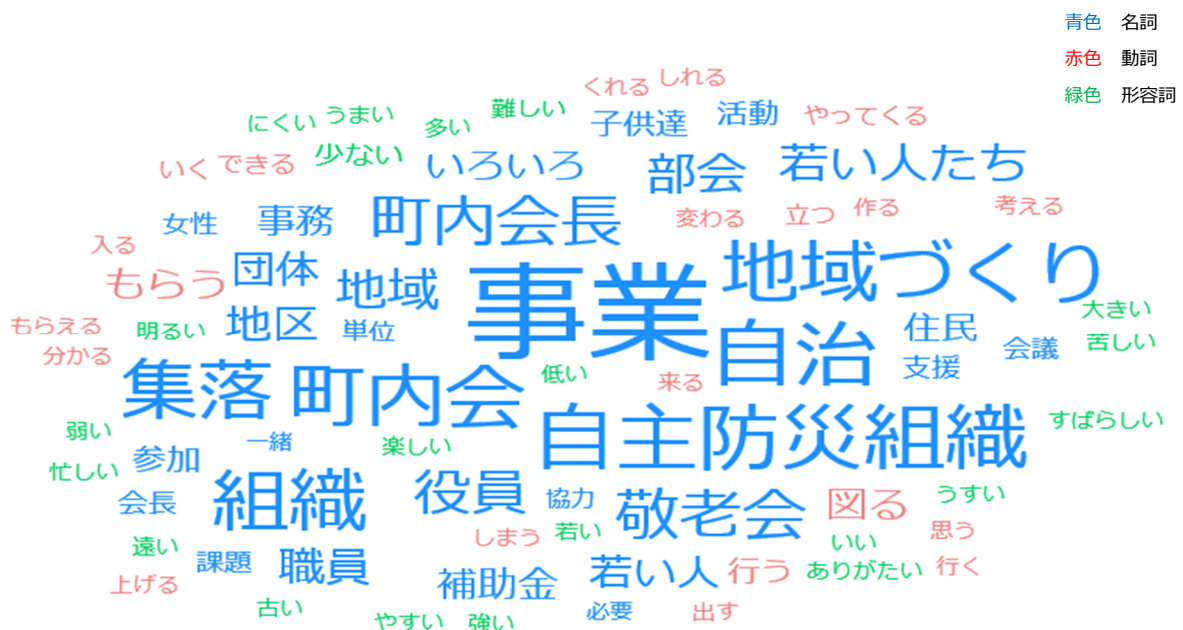
しかし、急激な人口減少により地域の課題が複雑かつ多岐にわたり、また活動に参画する方も限定的になるなど「自助・共助」活動の維持、継続が危惧される状況が見受けられます。

そこで、令和元年度に、地域自治組織と活動の拠点となる地区センターと一体となった特色ある地域づくりを進めたいと考え、地域全体の課題を含め市内23地域の地域自治組織と意見交換会を開催しました。

【主な意見内容】

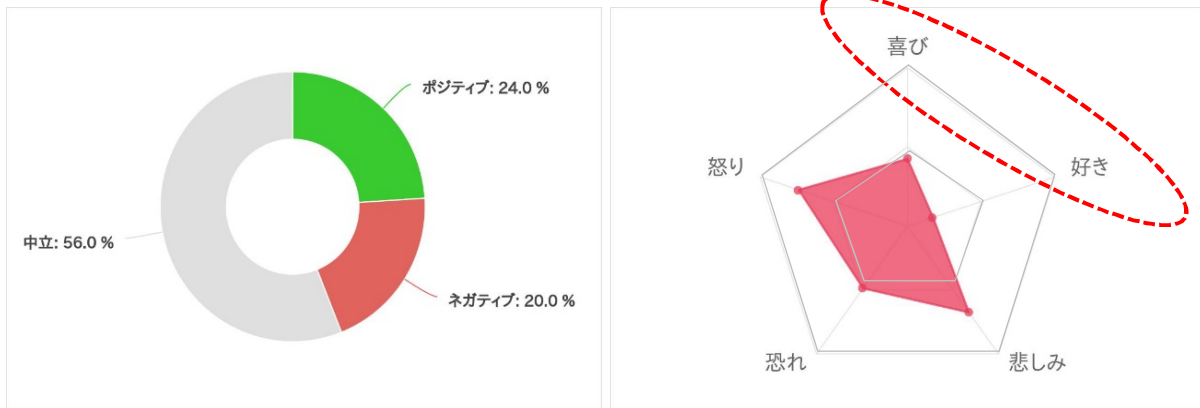
- ・担い手（若者）が少なく、思う活動ができない（活動の不均衡）
- ・活動メンバーの偏り、また、活動資金が不足
- ・急激な空き家の増加
- ・高齢世帯等の除排雪対応
- ・通院等の移動手段の確保（免許返納による） など

■地域自治組織からの意見分析（その1）



意見から出たキーワードのポジショニングマップ

■地域自治組織からの意見分析（その2）



意見分析から中立的な意見が多い一方で、地域活動に対する“喜び”、“好き”という感情や意識が乏しいことから、活動に対する当事者意識（自分ごと）が薄く、形骸化を進めている要因となっていることが分かります。

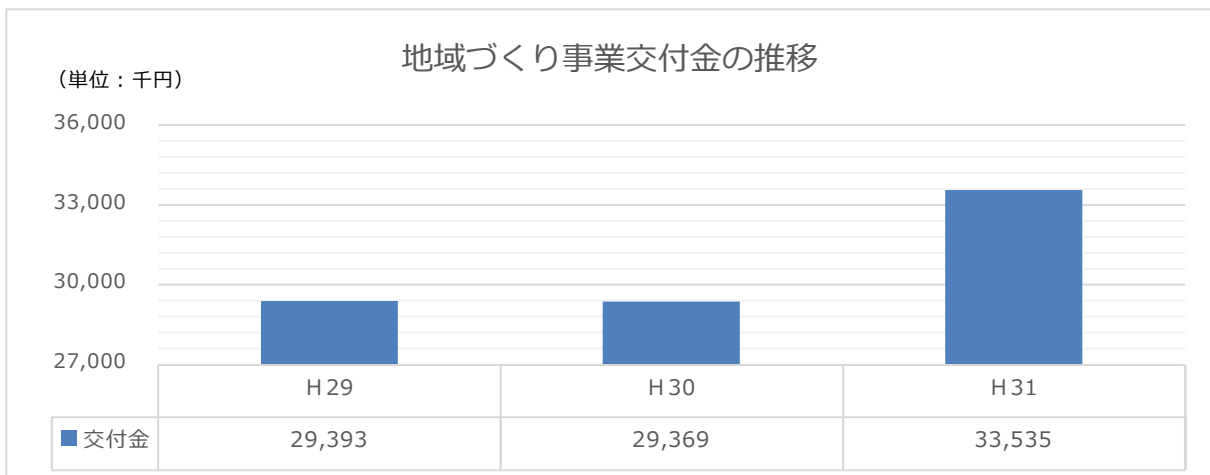
人口減少という社会構造の変化により、町内会等の自治会コミュニティの機能が低下する中で、主体的な活動の積み重ねこそが、地域の自律性を高め地域力と地域の魅力向上につながるものと考えます。

そのためにも地域自治組織の活動の深化・充実が求められており、持続的な地域づくりのために、地域自治組織の量的拡大と質的向上を進める必要があります。

2. これまでの施策の振り返り

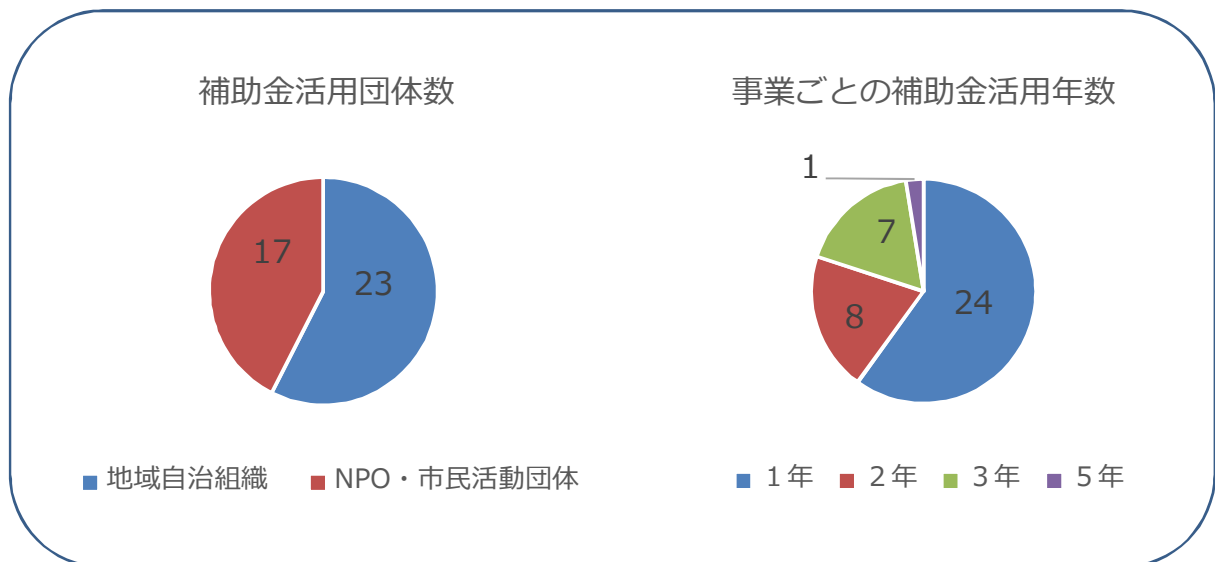
これまでの地域自治組織の活動は、地域住民が自分たちで出来ることは自分たちで行うという「まちづくり指針」の基本理念の下、各地域自治組織において、地域づくり計画を策定し、その計画に沿った活動を進めています。

市では、こうした地域住民の自発的な活動を支援するため、地域づくり事業交付金による財政支援を行っています。



また、地域自治組織、NPO、ボランティア団体等の市民活動団体が自主的、主体的に企画、実施する公益性のあるまちづくり事業に対し、経費の一部を市が支援する参加・協働のまちづくり提案型補助金では、個性豊かな独自の活動が展開されています。

以下は、過去5年分（H27～R1）の補助金の活用割合を表したものです。



人的支援策としましては、平成19年1月に地域自治組織支援職員制度を創設し、市職員が地域自治組織活動に参画する体制を整備しています。

これは、「職員も地域に帰れば一住民であり、自分事として積極的に地域づくりに参加する」という「協働」意識の醸成を図ると同時に、地域住民との円滑なコミュニケーションを図ることを目的としています。

令和2年度には、担当地域ごとに割当てた職員421人に支援職員として任命し、市民による主体的な地域づくり活動を支援しています。

3. 目指すべき「協働」の姿

これまでの行政支援では、「参加・協働のまちづくり」の意識を高めるための支援を中心に行い、新たなコミュニティとしての地域自治組織は、協働の基盤として定着してきています。

これは「協働」の理念を重視した住民参加を進め、市町村合併後の行政において、地域住民の意見が反映できるよう合意形成や意思決定の機能を重要視するものです。

一方で、急激な人口減少は、複雑かつ多岐にわたる地域課題を顕在化し、その対応が急務となっています。特に、災害時など緊急を要する場合、行政だけの対応は極めて限りがあり十分とは言えません。

そのため、「地域づくり」の定義でもあり、安全・安心の地域社会の実現、暮らしの維持には地域住民相互による「自助・共助」の活動が大変重要となってきています。

地域自治組織が目指す「これからの協働」は、従前の協議機能だけでなく、地域ガバナンス（協治）を高め、住民や各団体など多様な主体が地域課題の解決に向け、共に考え行動することが必要です。

課題をより身近なところで解決するという「補完性の原理」のとおり、安全・安心な地域社会の形成には、地域住民自らが生活面でのサービス提供主体となる実行機能を有する組織となることが有効であり、地域に求められています。

今後の目指すべき「協働」は、地域の様々な課題に対し、地域住民自らが議論し対策を考え、行政と連携しながら協働で解決していくことであり、その体制づくりを推進します。

第3章 自治組織のあるべき姿を見据えた組織の強化

1. 地域づくりの視点（地域自治組織のあるべき姿）

前章で述べたとおり、地域住民の主体的な活動の積み重ねが地域の自律性を高め、地域力と地域の魅力向上につながり、人口減少という社会構造の変化に対応できるものと考えます。そのため、地域自治組織には、地域の将来像や課題の解決方法を検討する「協議機能」と地域課題の解決に取り組む「実行機能」を有する必要があり、活動内容の深化と様々な主体との「協働」による地域づくりが不可欠です。

そこで、人口減少や高齢化が進む地域において、これからも安心・安全な暮らしを維持していくためには、若者や女性などが関心ある分野で楽しく積極的に参加できる機会を創出するなど、地域住民すべてが参画できるようにしていくことが必要です。そのため、テーマに応じたプロジェクトチームを設置するなど、持続可能な組織の在り方を検討していくことが重要です。

このような地域の状況等を踏まえ、「地域自治組織のあるべき姿」についての基本的な考えを以下のように整理しました。

i より広範な地域づくり活動（特色ある地域づくり）

「地域づくり」を行う際に最も必要なことは、地域住民が当事者意識（自分ごと）を持ち、自らの地域をどうしていきたいかという将来ビジョンの具体化を行うことです。そのためには、地域住民が主体となって、地域の課題や魅力を見つけ、今後の地域の在り方について学び、考えていくワークショップ*等の開催が有効であり、行政や外部の専門人材の支援、生涯学習活動等を活用した取り組みを進める必要があります。

※「ワークショップ」とは、参加者全員が同じ土俵で意見し合い、ともに創造したり作業したりすることです。みんなで平等に意見を出したり、作業したりしながら、あるテーマについて考え、合意形成に導こうという場です。

✓町内や集落内だけでなく、地域全体として広い視野で地域づくり

●基本施策：まちづくり計画の策定（改定）への支援

- ・課題等の把握に向けた支援（全住民アンケート等の実施）
- ・地域づくりのノウハウを持つ専門人材の派遣等の支援

※地域の課題が地域住民に分かりやすく浸透するよう、まちづくり計画の見直しについて支援します。

✓地域の迅速な合意形成、意見集約の場としての機能

●基本施策：地域づくりを支える地域自治組織の体制強化への支援

- ・地域の課題解決に向けた方策協議の場の整備
- ・多様な主体との共創に向けた取り組み支援

※多様化する地域課題に対応するためには、地域内外の様々な主体との連携が重要であり、地域実情に沿った地域自治組織の体制強化へ向けて支援していきます。

こうした組織の取り組みは、地域住民の生活の質（QOL）を向上させるもので、活動のモチベーションにもつながります。積極的な話し合いを持ちましょう。

ii 地域と行政とのパイプ役（相互連絡の強化）

これからの地域づくりには、住民の小さな声（意見）をどのような方法により漏れなく情報収集していけるかがポイントになります。また、若者や女性など誰でも参加しやすいよう、組織内にテーマに応じたプロジェクトチームを設けるなど世代を超えたより多くの住民参画を考慮しながら、地域の声を行政に的確に伝える体制づくりが必要です。

こうして出された意見等を集約し一元化することにより、行政との相互連絡の強化を図ることができます。

✓意見を集約し一元化することで、地域の声を的確に反映

●基本施策：地域づくりを支える地域自治組織の体制強化への支援（再掲）

- ・地域課題に応じたプロジェクトチームの設置
- ・地域と行政との適切な役割分担の明確化
- ・町内会等との連携体制の強化

【地域自治組織に期待される主な役割】

- ①地域に密着したテーマに関すること
 - ・安全・安心な暮らしに関すること
(防災、交通安全、除雪、生活環境、高齢者・子ども支援、住民交流等)
 - ・地域福祉活動に関すること
(民生委員、子育て、高齢介護、医療、健康づくり等)
 - ・社会教育事業に関すること
(生涯学習・スポーツ、文化継承等)
- ②地域における意見集約に関すること
- ③地域における人材育成と担い手確保に関すること
- ④地域づくり計画（まちづくり計画）を策定し、実行すること

iii 地域と行政との連携強化（パートナーシップ）

町内会等単独では解決できない課題に対し、地域でできることは何かをみんなで考えることが大事です。話し合った内容や分野別に整理した課題などから地域の特性や早急に取り組まなければならない課題が浮かび上がってくると思います。

意見集約した町内会等の課題の中で、地域全体で取り組むことが効果的である事業については、地域自治組織で合意形成を図り、解決方法を町内会等へフィードバックします。また、町内会等の課題の中で実施主体が市となるものについては、地域自治組織が窓口となり、市へ要望や解決策を提案することが重要です。

✓意見集約による行政との課題の共有化、市長との対話集会の在り方

●基本施策：市長との対話集会の在り方検討

- ・課題解決に向けた共助の取組状況の報告会

※上記取り組みの中から、地域自治組織だけでは解決できないことについて協議し、行政と協働で解決していく場とします。

✓取組課題の明確化による各施策の効率化

●基本施策：自助、共助の取組段階に応じた適切な支援施策の検討

- ・課題解決に向けた適切な情報の提供
- ・地域づくりに向けた議論の進捗の共有化
- ・先駆的地域が取り組む事業の横展開支援

iv 地域コミュニティの活性化

急激に社会構造が変化する中、地域自治組織による事業活動には、災害時の対応や地域のくらしを支える取り組みの重要性が高まっています。また、自分ごととして地域づくり活動に関わる市民を一人でも多く増やすことが重要です。

そのため、地域活動に必要なことは、主体的に地域づくりに関わることのワクワク感や楽しさであり、地域住民みんなで協力して成し得る達成感、充実感が、活動の原動力になります。様々な活動に関わることで生きがいや地域への愛着心が向上し、それが地域コミュニティの活性化へ繋がっていきます。

✓人との繋がりや結びつきの再構築

●基本施策：地域のくらしを支える取り組みの推進

- ・地域における移動手段の確保
- ・地域における福祉体制の促進

地域の見守り

ボランティアのネットワーク化

地域活動を通じた交流

気軽に相談できる体制の構築

- ・地域における防災体制の構築の促進
- ・持続可能な地域コミュニティのあり方の検討
- ・町内会等への支援

✓活動の充実化による“まちづくり”に対する機運の醸成

●基本施策：自分ごととして地域づくりに関わる市民参画の促進

- ・人材育成セミナーの開催
- ・地域自治組織活動報告会の開催
- ・話し合いの場の環境づくり
- ・若者等が参画できる環境づくり

将来的に、地域にあった自助、共助活動の事業化を図り、継続性を確保しながら、地域づくり事業を進めていきます。

2. 地域課題の解決に向けた進め方

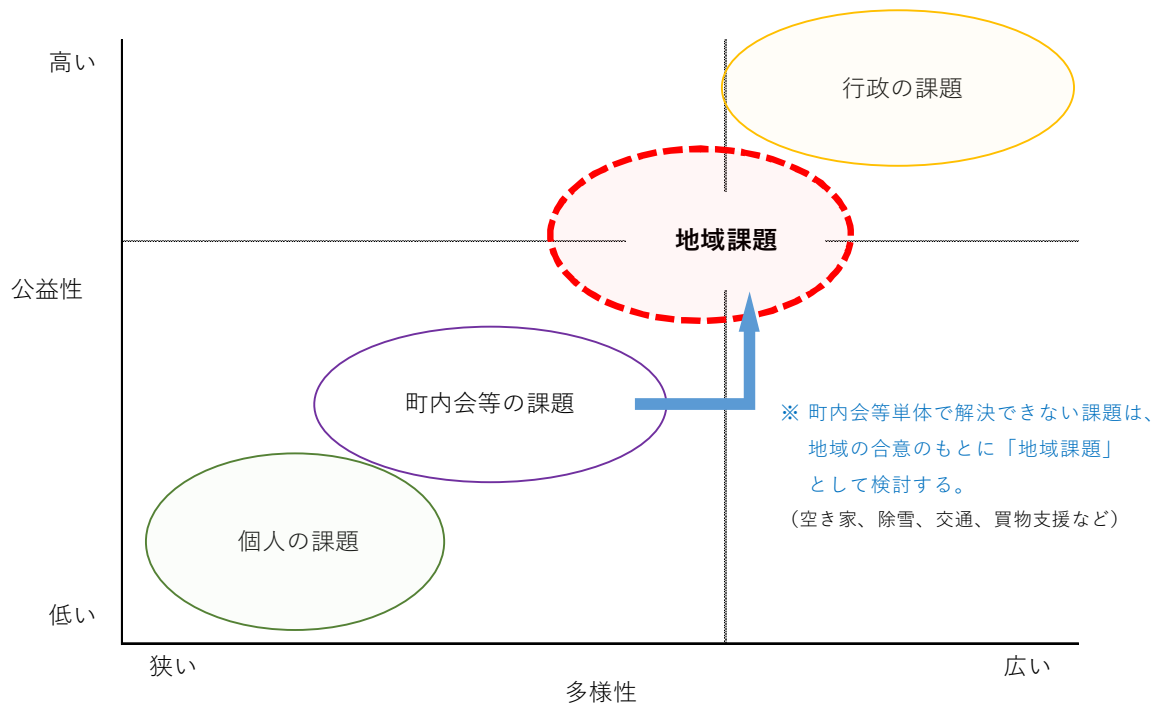
市民一人ひとりが身近な課題を解決するに当たって、まず自分でできることは自分でやる（自分事）、自分でできないことは町内会等で、町内会等でできないことは地域（地域自治組織）で、地域でできないことは、市へ要望や解決策を提案します。

協働は、それ自体が目的ではなく、具体的な目標達成のための手法であるため、「進め方」が重要となります。

そのため、事業を進める際には、協働の相手とよりよい関係を築き、高い効果を発揮できるように、お互いを尊重することが重要です。

また、市民活動団体、企業などは、公共サービスの担い手として大きな潜在能力と可能性を持っています。この力を活かし、これらの主体と行政がそれぞれの特性や能力に応じて共通の目的を実現するために連携・協力していくことが急務となっています。

■地域に内在する課題の捉え方



i 地域の魅力と課題の見つけ方

地域活動として大切なことは、地域の課題解決へ向けた取り組みのほかに、今ある地域資源を生かし地域の魅力を再発見することにあります。そこから地域にしか存在しない魅力に気づき、新たに地域への愛着心が生まれてきます。

地域資源とは、その地域が持っている自然、歴史、暮らし、風習、人材など「まちの宝物」のことで、地域の中に埋もれてしまっているケースがほとんどです。

「まちの宝物」を発見するためには、テーマを持って地域の人と地域外の人と一緒に楽しくまちの中を歩き調査することがポイントです。

「まちの宝物」を「まちづくりの種」として育てていく作業を行っていくことが地域づくりにつながっていきます。



無名の桜が県内の名所に（おしら様の枝垂れ桜）



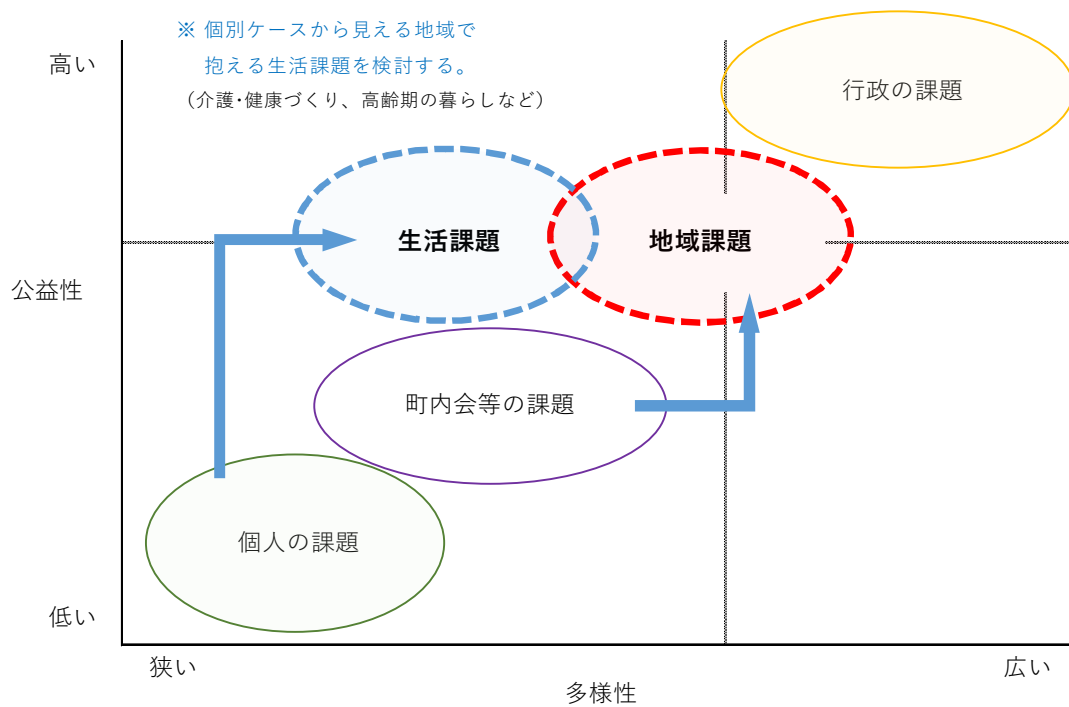
まちの宝もの（院内石切り場：ジオサイト※）

※ジオサイトとは、ジオパーク内の見どころのことで、自然遺産として価値が認められるものです。

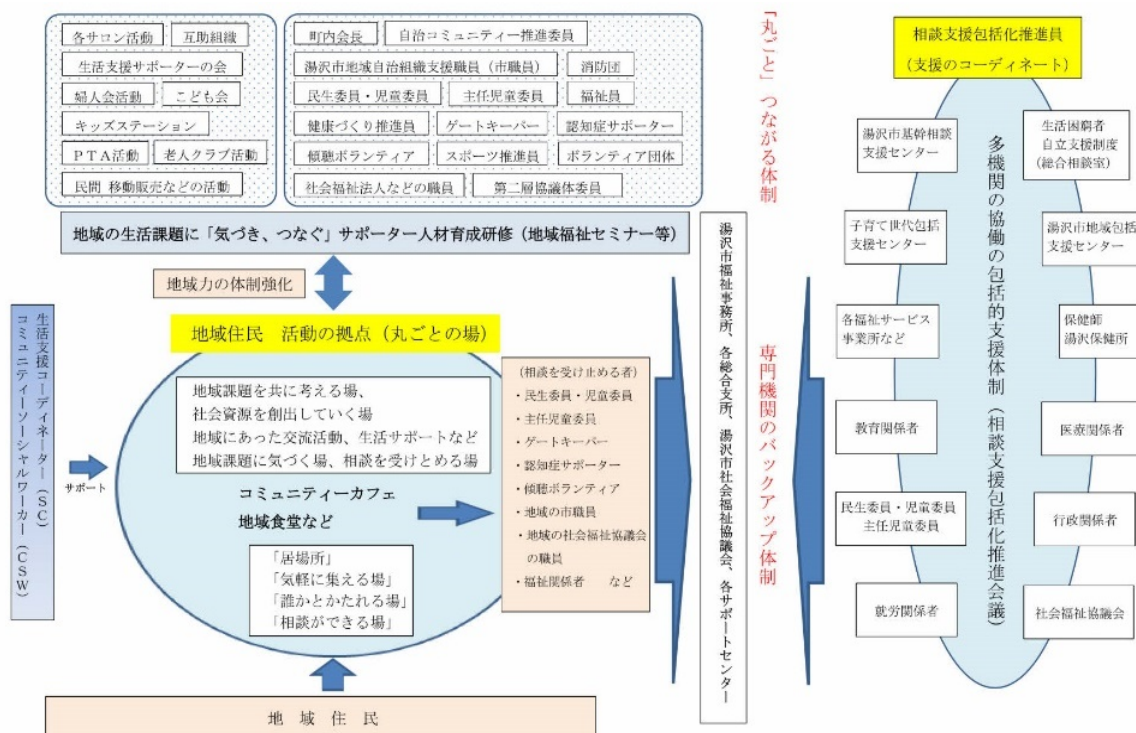
ii 「地域共生社会」の概念

「地域共生社会」とは、社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すというものです。

次頁のとおり、個人の課題については、大きく生活課題（介護・健康づくり、高齢期の暮らし）と地域課題に分類されます。



生活課題について市では、民生委員や社会福祉協議会、多機関の協働の包括的支援組織である相談支援包括化推進協議会などが「丸ごと」つながる体制を構築していきます。また、話し合いの場として、地域の拠点施設である地区センターの利活用が期待されます。



出典：湯沢市地域福祉計画「湯沢市における「我が事・丸ごと地域づくり」イメージ図」

3. 地区センター機能のあり方

公共施設再編計画に基づき、地区センターは、地域住民の主体的な活動拠点、地域の課題を共有し、解決方法を協議する場、地域住民の交流及び支え合いの場など地域住民に必要な活動拠点として、その機能は維持・存続をしていくこととしています。

まずは、地域との対話と将来を見据えた「地域づくり計画」の策定を最優先とし、その中で必要な活動拠点のあり方について検討を重ねながら地域事情に合わせ、公共施設の地域化を推進していくこととします。

なお、地区センターの役割などを明確化し、地区センターの無い地域における地域づくりの在り方も含め検討していきます。

地区センター機能のあり方

基本視点：地域住民の主体的な活動の拠点
 地域の課題を共有し、解決方法を協議する場
 地域住民の交流及び支え合いの場

※現在の小学校区は、住民自治や地域福祉などの実質的な活動範囲として、地域コミュニティを形成してきた重要な単位であり、活動拠点の在り方については、地域との協議を重ねるものとします。

- 地域住民の主体的な活動の拠点（活動拠点）
 - ・参加・協働のきっかけの場
 - ・社会貢献活動を進める場
 - ・多様な主体（事業者や関係人口等）との連携の場
 - ・主体的活動によるワクワク感や楽しさを提供する場
 - ・行政との対話を進める場
- 地域の課題を共有し、解決方法を協議する場（合意形成の場）
 - ・地域の課題を共有（可視化）する場
 - ・地域課題の解決について議論する場
 - ・地域の将来について考える場（地域づくり計画の策定等）

●地域住民の交流及び支え合いの場（交流の場）

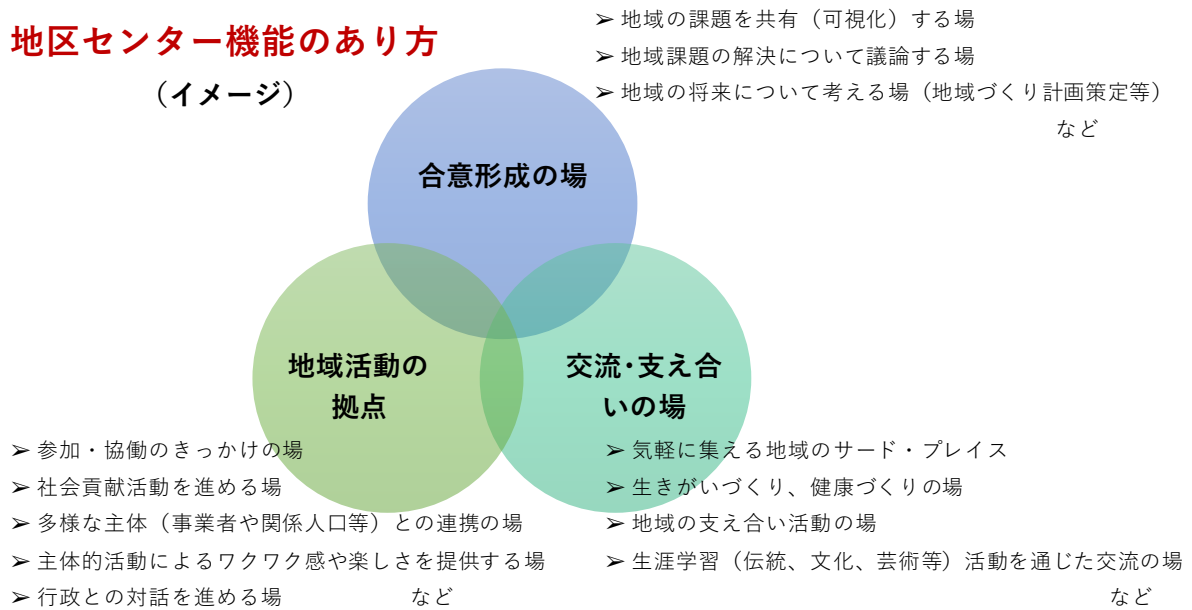
- ・気軽に集える地域のサード・プレイス※
- ・生きがいづくり、健康づくりの場
- ・地域の支え合い活動の場
- ・生涯学習（伝統、文化、芸術等）活動を通じた交流の場

注) 地区センターとしての公共施設の地域化は、公共施設を地域開放していくことを前提に、地域の実情に応じた管理運営体制を目指します。

※サード・プレイスとは、コミュニティにおいて、自宅や職場とは隔離された、心地のよい第3の居場所のことです。

■地区センター機能の明確化

地区センター機能のあり方
(イメージ)



4. 地域づくり人材の育成について

地域自治組織との意見交換会において、地域住民の地域自治組織活動に対する関わりが乏しく、自助の意識が浸透していないとの意見があったことから、「協働のまちづくり」の必要性について市民全体の理解を深める必要があると考えられます。

しかし、市民全体に浸透するにはかなりの時間を要することから、先ずは、地域の担い手となる人材の確保・育成が急務であり、湯沢市まちづくりコーディネーター※（以下「まちづくりコーディネーター」という。）の育成を図りながら、地域づくり人材としての横展開を図っていく必要があります。

併せて、地域づくり方針にもある「地域内での役割、生きがいをづくり」に向けた参加型の生涯学習講座の開催、また、活動のモチベーション及びライフステージに併せた研修会等も開催していきます。

これらの取り組みから、地域自治組織活動に求められるリーダー、プレーヤー、サポーターとしての人材育成を図り、次世代への継承を図るものとします。

また、地域との関わり大切さを教育段階から行うことも重要であり、児童・生徒が地域の学びの場や地域行事へ参加することにより、早期に地域人材の育成を図ることが大切です。

地域づくりに関わることの必要性について理解を求めることも重要ですが、こうした地域全体で次世代に継承するための人材育成活動が活発化することで地域環境、とりわけ若者を取り巻く環境の変革を進め、その影響を受けた次世代人材の価値観を形成していくことを推進します。

※「湯沢市まちづくりコーディネーター」とは、専門的な知識を有した者で、住民の主體的なまちづくり活動を積極的に支援し、かつ、まちづくり活動の具体的な方策を見出しながら指導・アドバイスができる地域のリーダーまたはプロジェクトリーダーとして、市が公式に認定した方です。

●まちづくりコーディネーターの育成

- ・人材育成セミナーの受講
- ・まちづくり人材育成派遣制度を活用した研修
- ・各種セミナーや地域での活動の実践
- ・取り組みや成果などの実践紹介
- ・コーディネーターが連携しての他地域での活動（横展開）

- 地域人材の育成とデータベース化
 - ・まちづくりコーディネーターの活動紹介
 - ・生涯学習人材バンクを活用した専門人材の紹介
 - ・生涯学習講座の開催

- 地域における担い手の育成
 - ・多様な世代の地域自治組織活動への参画
 - ・小・中学生を対象とした学びの場の提供

5. 財政支援について

地域力向上のための財政支援として、地域自治組織交付金、提案型補助金の見直しを検討し、地域の課題解決に向けた取り組みへの支援に重点配分していきます。

地域自治組織交付金については、地域自治組織の自主性や自律性を高めるため、地域づくり事業交付金の充実や組み立ての見直しを図ります。

また、新たに「まちづくりファンド（基金）」を創設し、まちづくり事業に充てる財源を確保することで、まちづくり活動を行う各種団体への安定的な財政支援ができるような仕組みを検討します。

6. 人的支援について

急激な人口減少により複雑かつ多様化する地域課題に対応するためには、地域内外の様々な主体との連携が重要であり、地域実情に沿った体制の再構築が必要です。

今後は、地域活動を活発化させるため、各種セミナーにより地域の担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、まちづくりコーディネーターなど専門的知識を持った人材を確保しつつ、モデル地区を選定し、地域の中に入り、地域自治組織の体制強化及びまちづくり計画策定（改定）への派遣型支援を行っていきます。

また、地区センター等がない地域自治組織へは、事務的支援を検討していきます。

7. 協働基盤の確保について

市民の主導による将来へ向けた持続的地域コミュニティの発展を実現するためには、幅広い専門家支援を交えた市と地域コミュニティとの強い連携と、包括的な政策体制が不可欠です。

地域外との連携や関係人口の受入れにより、地域づくり活動に関わる方を増やすとともに、NPOなどの中間支援組織の創設や事業化に向けた支援など、協働基盤の確保について推進していきます。

また、多様な主体との共創にむけた取り組みの支援について検討します。

8. 協働の評価の仕組みについて

効果的に市民と行政の協働を進めるための仕組みづくりとして、地域づくり活動に対する新たな評価制度の創設を検討します。

地域づくり活動における成果や取組過程での改善点等、自己評価を含む多様な視点からの評価を行い、その結果を次の事業に活かしていくことにより、お互いの理解を深めていきます。



第4章 地域マネジメント体制の推進

1. 支援職員制度の強化

市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、各地区組織に地域自治組織支援職員を配置し、市民による主体的な地域づくり活動を支援しています。

地域づくり活動を活発化していくためには、地域の自律性はもちろんのこと、支援職員が積極的に地域づくり活動に深くかかわっていくことが大切であり、そのための職員の意識改革も必要です。

積極的に地域づくり活動を支援し、かつ、地域づくりの具体的な方策を見いだすことができる職員を育成します。また、支援職員の職務に対する意識向上を図るため、継続して研修する仕組みを検討するとともに、住民と一緒に考える機会を増やすため人材育成セミナーを開催していきます。

2. 庁内推進体制の強化

地域づくりは、市民と行政との対等な立場と役割により進める必要があり、地域課題の解決に向けた庁内横断的な取り組みを行うとともに、安全安心な暮らし、地域づくり、教育文化、地域福祉等の包括的な地域支援体制の構築が必要です。

また、地域づくりや地域課題の解決にあたっては、地域が主体的に取り組むための環境を充実する必要があります。必要な情報や知識を収集・学習する拠点として生涯学習センターや図書館と連携を図りながら、地域課題を解決するための様々な講座等を開催していきます。

3. 地域自治組織の体制強化への支援

地域における移動手段の確保、福祉体制の促進、防災体制の構築など地域のくらしを支える取り組みに対応するため、組織内にテーマに応じたプロジェクトチームを設けるなど地域自治組織の体制強化へ向け、まちづくりコーディネーターなど専門的知識のある人材を派遣し支援していきます。

また、地域の担い手となる人材の確保・育成を図るとともに自分ごととして地域づくりに関わる市民を増やすために人材育成セミナーを開催していきます。

4. まちづくり計画策定（改定）への支援

モデル地域を選定しながら、地域の魅力や現状を把握するため、一世帯一票制ではない中学生以上を対象とした全住民アンケートを実施する地域や地域の魅力、課題を集約分析し、まちづくり計画を策定（改定）する地域に対し、まちづくりコーディネーターなど専門的知識のある人材を派遣し支援していきます。

5. 情報発信・共有の強化

地域が取り組んでいる課題解決に向けた事業については、市から適切な時期に必要な情報を提供するとともに、地域自治組織では課題解決に向けた取り組み状況について報告会を行うなど、地域づくりに向けた情報の共有を図っていくことが有効的です。

また、地域が先駆的に取り組んでいる事業については、他地域へ積極的に情報を発信し、市内全域に事業が広がっていくよう横展開の支援を行っていきます。

実 践 編

課題解決（協働）に向けた進め方 ＜ 町内会等編 ＞

➤課題の収集・集約

町内会等において、地域の方々が自分たちの住む地域のことを、どのように考えているのか現状を調べ把握するため、町内会等の代表者や地域自治組織の委員は、人口推計データ等の現状データを基に話し合いの場を持つとともに一世帯一票制ではない中学生以上を対象とした全住民アンケート※を取るなどして、できるだけ多くの意見を拾い上げます。



町内会等の課題や必要な取り組みを、一つひとつ拾い上げることから始めてみましょう。

自分の住む町内会等の現状を把握するため、支援職員も積極的に参加します。

※全住民アンケートを実施する上でのポイント

- ①何を質問するかは専門的知識のある人を交え、地域できちんと整理します。
- ②地域の中では人前で自分の意見をいづらい場合も多いということを認識します。
- ③全住民に向けて地域づくりへの参画を周知することができ、地域づくりへの意欲を喚起することにつながります。

➤課題（現状）の見える化

全住民アンケートを実施し、世代別・男女別に集約分析することで地域の現状を「見える化」します。集計したデータを基に住民による話し合いの場を持つことが効果的です。

その課題に対し、自分たちでできることは何か、じっくり考えてみましょう。



➤町内会等だけでは解決しない課題

町内会等単独での課題解決が困難な場合、また、周辺町内会等でも同様の課題を抱えている場合など、広域的に取り組むことが効果的である事業の場合は、地域自治組織での話し合い（合意形成）により、地域全体で取り組む事業として位置づけします。

地域自治組織の合意形成が必要

地域自治組織の課題へ

➤事業の決定

町内会等の課題解決に向けた対応策を検討し住民が安全・安心に暮らせるために必要な事業を決定します。

解決の方向性が決まったら、その解決策を実行する主体は誰か、いつまでに解決しなければならないか検討します。



➤事業の実施

事業を行う前に、今町内会等で行っている年間行事や会議などの見直しや整理をしてみることも大切です。

事業は、重要性・緊急度など優先順位を付け、その後、日程、作業分担、必要物品の確保など事業実施のスケジュール等を検討して実施します。



まずは実践してみよう。

課題解決（協働）に向けた進め方

< 地域自治組織編 >

➤課題の収集・集約

町内会等から集まった課題に対し、地域でできることは何かみんなで考えることが大事です。より多くの住民の皆さんに集まってもらい、話し合いの場を持ち、できるだけ多くの意見を拾い上げることが大切です。

地域課題や地域に必要な取り組みを一つひとつ拾い上げることから始めてみましょう。

また、地域の課題や地域の将来を話し合う意見交換の場（ワールドカフェ^{※1}など）を設定したり、地域資源の再発見・活用^{※2}を題材にしたまちあるきワークショップ^{※3}を実施したりすることが有効です。

また、地域の安全に関することや、生活環境、交通の利便性といった市民生活に密接に関わる項目について、全住民アンケートを行うという方法もあります。その結果を分野ごとに整理すると、地域の特性や課題などを明らかにすることができます。

さらに、地域住民の方々が組織している各団体からも意見を聞いたり、協力をお願いしたりすることで、地域が一致団結して取り組むことができるのではないのでしょうか。

このような地域課題の拾い上げや地域の現状を調べることは、普段の生活にも生かすことができるので、地域自治組織のメンバーだけでなく地域住民の皆さんにも会報などを通じて逐一お知らせ（情報公開）することが大切です。

※1「ワールドカフェ」とは、その名のとおりに『カフェ』のようなリラックスした雰囲気の中で、少人数に分かれたテーブルで自由な対話を行い、他のテーブルとメンバーをシャッフルしても対話を続けます。参加した全員の意見や知識を集めることができる対話手法の一つです。

※2 地域資源の再発見・活用の仕方

①地域資源とは何か

その地域（まち）が持っている固有の財産で、自然、歴史、暮らし、風習、人材など「まちの宝物」のことです。

②地域資源を再発見・見直すための方法

まちあるきワークショップを行うことが有効です。まちの宝物探し（まちづくりの種を探す）を行うことは、普段は見過ごしている地域資源を再発見します。地域の人と地域外の人と一緒に歩くことがポイントです。

③地域資源の活かし方

地域資源には、風景や歴史遺産、伝統文化など地域外には持ち出せない資源と地域内で生産・加工されたものや情報など地域外に持ち出せる資源があります。

持ち出せない資源は、人を招き入れるための工夫が必要となります。例えば、新たなグリーンツーリズムのコース作り、そこを案内する人を育てていくことで地域の魅力は何倍にも膨れ上がります。

持ち出せる資源は、地域独自のものを売り出したり、アピールしたりするための工夫が必要となります。資源の活用に関し、高度な知識や技術を持つ人材を確保し、時代のニーズを捉えオリジナルな商品開発を行うことで、経済活性化のみならず資源の保全にも繋がっていきます。

※3 「まちあるきワークショップ」とは

自然・歴史・文化・暮らし・風習・人材などその地域が持っている「まちの宝物」を再発見するためのワークショップです。

実際には、地域の中に埋もれているものが多く、まちづくりの種として育てていくことが重要です。

地域の人と地域外の人と一緒に歩くことがポイントです。

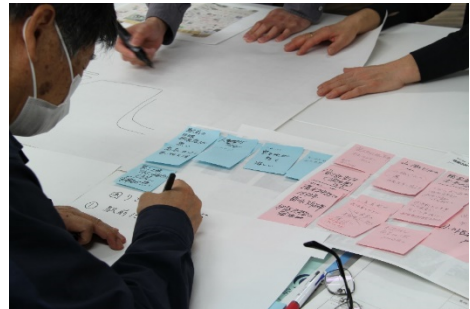
「まちあるきワークショップの手順」

- ①まちあるきの目的を明確にします。
- ②その目的に沿ってまちを歩きます。
- ③まちづくりの種（資源）を見つけます。
- ④資源リストや資源マップをつくります。
- ⑤テーマに活かせるような資源を洗い出します。
- ⑥資源の活かし方をみんなで考え、まとめ提案します。



➤課題（実情）の見える化

地域ごとの人口推計データや意見交換会、まちあるきワークショップ、全住民アンケートなどを実施し集めたデータは、世代別・男女別に集約し、そこから地域の特性や課題を「見える化」します。そのデータを基に住民による話し合いの場を持つことが効果的ですが、そこで出た意見を集約することが重要です。



また、収集した課題を福祉や防犯・防災など分野別に整理することで、課題を明確化します。

意見交換会やまちあるきワークショップを行う際は、まちづくりコーディネーターや支援職員を積極的に活用し、課題の解決策について検討しましょう。

➤町内会等での合意形成

地域自治組織で話し合った解決方法について、関係する町内会等へフィードバックします。



➤事業の整理・統合と決定

地域が目指す姿や目標を一つひとつ達成し、課題を解決するための具体的な方法＝課題解決のための事業、魅力あるまちづくりのための事業について検討を行います。

また、事業を行う前に、今地域自治組織で行っている年間行事や会議などの見直しを行うことが大切です。現在行っている事業に加え新たな事業を行っていくことはマンパワー的に難しいケースも考えられるからです。ポイントは、住民運動会と避難訓練を一緒に行うなど分野の違う複数の取り組みを合体させたり、互いに補完させたりする分野横断・分野連携が有効です。

検討にあたっては、意見交換会やワークショップで意見集約した情報を基に地域に必要な事業を検討することになります。

事業は、年度ごとに実施するテーマを絞ることが大切です。そのためには、事業

の重要性・緊急度を検討し、その後、事業実施のスケジュールなどを検討し、各事業を整理します。

事業の役割分担も考える必要があります。地域自治組織が主体となって取り組む事業、地域自治組織と市が協働して取り組む事業、市が中心となって取り組む事業など、役割分担によって整理します。

※解決策の区分例

	区分	説明
緊急性	早急に解決すべき事業	1～3年程度の間で解決すべき事業
	中期的に解決すべき事業	4～6年程度の間で解決すべき事業
	長期的に解決すべき事業	7～10年程度の間で解決すべき事業
実施主体	町内会等	町内会等で解決する事業
	地域自治組織	地域自治組織で解決する事業
	地域自治組織と市	地域自治組織と市とが協働で解決する事業
	市	市が実施すべき事業

実施主体が市となる課題は、市へ要望や解決策を提案します。市は提案を受けて、予算を勘案しながら事業化できるか検討します。



▶まちづくり計画書の作成

これまで地域住民の皆さんで話し合ってきた地域課題、その課題の解決方法、目指す姿、目標、それに基づいて取り組む事業など、地域で協議した結果を基に『まちづくり計画』をまとめてみましょう。

それぞれの具体的な事業について、重要度・緊急度などを検討することにより、地域としてやるべき事業が見えてくると思います。

また、ただ単に計画をまとめるだけでなく、事業を検討するために使用した地域課題や地域の概況などの資料、写真や地図、将来像のイメージマップなどのイラストも一緒に掲載することで、子どもから高齢者まで理解しやすい計画書にする必要があります。

地域の皆さんが「安心して暮らせる」「住んでよかった」「地域に誇りがもてる」というような、まちづくりを実現するためには、地域のみんなで考え、たくさんの

アイデアを出し合い、自分たちの地域は自分たちで良くして行こうとする自主・自律性を発揮することが大切です。

地域が主体となったまちづくりの実現に向けて、「地域で行うこと」「市で行うこと」「地域と市が協働で行うこと」の役割を明確にするとともに、中長期的な視点からの地域の将来ビジョンや地域課題を共有し、その解決を実現するための考え方及び具体的な事業を表したものがまちづくり計画書です。

皆さんが一緒になって考え、作ることで、地域は「要望」という形のみで行政との関係をつくるのではなく、地域の課題とその解決について協働して取り組む「要望から計画へ」を実現することにつながることができます。

まちづくり計画を組み立てる際のステップアップ

①理念設定

地域の皆さんが願う地域の在り方を示します。

②現状把握

理念に照らし合わせ、事業に基づく現状データの収集を行います。

中学生以上を対象とした全住民アンケートやまちあるきワークショップを実施することが有効です。

③未来予測

現状を踏まえ持続可能な将来（3～5年先）のイメージを描きます。未来には皆で頑張ればこんな未来が拓けるといふ可能的未来と、このまま何もしない時に訪れる成行的未来があります。

④要所解明

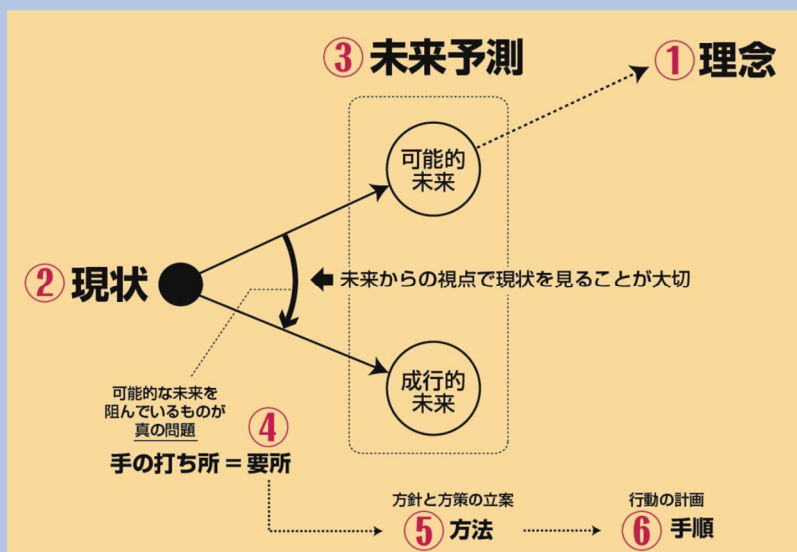
足を引っ張っている要因は何か、真の問題がどこにあるかを見極めます。

⑤方法立案

具体的な方針と方策のアイデアを出し合い、全体を整理します。

⑥計画編成

具体策を誰がどのような手順で行っていくかを示します。



出典：NPO 法人まちづくり学校「未来デザインとプロセスの組み立て方」

➤ 地域への周知

地域自治組織でまとめあげた「まちづくり計画書」は、地域の皆さんでまとめあげた地域のみんなが目指す「まちの姿」です。

計画の内容を地域住民みんなで共有するためにも、地域に周知することが必要です。計画書を全戸に配布したり、概要をまとめた「概要版」を発行したり、各町内会等に説明したり、地域の実情に応じた手法でお知らせすることが大切です。

「まちづくり計画書」の内容を知らせることで、今まで地域づくりに参加していなかった地域住民の方にも興味を持ってもらえ、活動する際に参加・協力してもらえるようになっていくでしょう。

➤ 市長への届け出

できあがった「まちづくり計画書」は、市への届け出が必要になります。市に届けた時点から、まちづくり交付金の対象としての効力が発生するからです。

また、市は積極的に「まちづくり計画書」を公開し、PR支援をしていきます。

➤ 事業の実施

解決方法が決まったら、「いつ」「誰が」「どのように」行うか具体的に示すことで事業を円滑に実施することができます。

事業は、あれもこれもではなく、年度ごとに実施することが大切です。そのためには、事業の重要性・緊急度など優先順位を付け、その後、事業実施のスケジュールなどを検討し、事業を実施します。取り組みやすいものから始め、成果を上げながら徐々にいろいろな事業に取り組んで行きましょう。



➤ 事業の振り返り・見直しなど

事業実施の効果や改善点について住民みんなで話し合い、振り返りにもとづき見直しするとともに、次年度事業へ反映します。

発 行



湯沢市協働事業推進課

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号
TEL 0183-55-8249 FAX 0183-73-2117
E-mail kyodo-gr@city.yuzawa.lg.jp

監 修

有限会社オム・クリエイション